

## とちぎ木協連だより

**やっぱり木が好き！  
とちぎ材**

発行責任者

栃木県木協連理事長： 林 紀一郎

### 県事業「とちぎ材の家づくり支援事業」の 第一期募集が4月17日から開始！

栃木県が、とちぎの木材を使用し家を建築する建築主に対し、補助をする事業「とちぎ材の家づくり支援事業」の第一期募集が4月17日から開始となりますので、引き続き会員の皆さまには、補助要件に合致した住宅建築予定者等にPR・紹介をしていただくなど、ご協力をお願いいたします。

☆第一期募集 150戸程度（先着順：予定戸数に達した場合、募集を締め切ります）

☆第一期受付 4月17日（水）～6月14日（金）

土台着手日が4月1日～6月30日までのもの

※詳細は別紙チラシをご覧ください。

※申請日の特例があります。

なお、県外住宅支援事業においても、4月17日（水）から募集開始になります。

☆県外住宅支援事業・・・県外住宅において、とちぎ材を10m<sup>3</sup>以上使用した場合に10万ポイントを付与（1ポイント1円相当とし、県内の農林水産品と交換）

※詳しくは県林業木材産業課へお問い合わせください。

TEL：028-623-3277

☆詳しくは当連合会のホームページ(新着情報)をご覧ください。

ホームページアドレス

<http://tochiginoki.com>

<http://tochiginoki.com/>

木協連

検索

【木協連で検索】

(スマートフォンにも対応してます。)



# とちぎの木材を使用し家を建築する建築主の方に、県が補助します ～平成31(2019)年度とちぎ材の家づくり支援事業(第一期)～



## 1 補助金の対象

県内における、補助要件を満たす木造住宅の建築

## 2 補助金交付の申請者

注文住宅の建築主

## 3 補助金額

補助金額は、その住宅の使用木材(裏面参照)における  
県産出材の使用量により9段階に分けられます。 ⇨右図

※御注意ください。

補助金の交付の決定後、県産出材使用量が減り、該当区分を下回る場合、減額となります。

なお、事業実績において、県産出材使用量が増え、該当区分を上回る場合でも、交付決定額の増額は行いません。

県産出材使用量m3	補助金額
50m3以上	60万円
45m3以上50m3未満	55万円
40m3以上45m3未満	50万円
35m3以上40m3未満	45万円
30m3以上35m3未満	40万円
25m3以上30m3未満	35万円
20m3以上25m3未満	30万円
15m3以上20m3未満	25万円
10m3以上15m3未満	21万円

(例)標準的な40坪の木造住宅で、使用木材の約7割(約23m3)に県産出材を使用した場合、30万円の補助金額となります。

## 4 補助要件

	要件	補助対象とならない場合(例示)
住宅の要件	1 申請者が生活の本拠として速やかに居住するものであること。	・別荘などのセカンドハウス ・建築主が居住しない場合(貸家など)
	2 ①木造住宅であって、原則として軸組工法であること。 ②一戸建の住宅であること。	・長屋建・共同住宅 など
	3 棟別の新築	・既存住宅の増築(「離れ」を含む。)
	4 延べ面積75㎡以上(車庫部分を除く。)	・ガレージ部分の面積を除くと75㎡未満となる場合
	5 ①使用木材(構造材、下地材、造作材)に合法木材を使用すること。 ②使用木材の55%以上(材積)に県産出材を使用すること。 ③構造材の60%以上(材積)に県産出材を使用すること。(⇨裏面参照)	・合法木材・県産出材を証明できない納材業者から納材を受ける場合など
	6 平成32(2020)年3月12日までに事業完了(造作材の施工完了)し、同日までに実績報告を提出できること。	
施工者の要件	7 県内に本店(本社)を有する建設業許可業者(建築一式)が施工すること。※建設業法上認められる場合を含む	・県内に本店がない場合 ・建設業許可を受けていない業者が施工する場合 (建設業法上認められる場合を除く)
県税の納税	8 申請者が県税を滞納していないこと。	

## 5 対象戸数及び募集期間

※補助対象は、H31(2019)4.1から6.30までに土台着手するものとなります。

第一期募集 150戸程度(先着順:予定戸数に達した場合、募集を締め切ります)

募集期間 平成31(2019)年4月17日(水)から6月14日(金)

【受付時間:上記期間の平日8時30分~17時】

## 6 申請書の提出先

栃木県木材業協同組合連合会

〒321-2118 宇都宮市新里町丁277-1

☎028-652-3687

※申請書類は、直接持参か、郵送してください。



とちぎ木づかい条例制定  
みんなでとちぎの木を使おう!

### 木材に関する留意事項

- ◆使用木材とは … 建築する住宅に使用する全ての木材(構造材、下地材、造作材)  
縁側やウッドデッキは対象となるが、外構やテーブルなどの非固定式  
のものは対象外
- ◆構造材とは … 土台、大引、梁・桁・胴差、通柱・管柱、束、棟木・母屋、垂木、根太、  
筋交(違)、間柱
- ◆合法木材とは … 違法伐採でないことが、森林・林業・木材関係団体による制度により証明  
された木材
- ◆県産出材とは … 県内の森林から産出された木材であることが、森林・林業・木材関係団体  
による制度により証明されたもの

## 補助金交付の申請から補助金を受け取るまでの流れ

: 申請者の手続き  : 県等の手続き

申請者(建築主の方)は、  
工事請負契約締結・建築確認後、  
**土台着手の15日前までに、  
補助金交付申請書を**  
栃木県木材業協同組合連合会(以下「木協連」)  
に**提出**してください。

平成31(2019)年4月1日から6月30日  
までに土台着手するものが対象です。  
申請日の特例があります。詳しくは  
県ホームページをご覧くださいか、  
栃木県林業木材産業課にお問い合わせ  
ください。

#### ■申請書類

- ・補助金交付申請書
- ・木拾い表(計画)※住宅に使用する全ての木材
- ・案内図、配置図、各階平面図:A3版に縮小コピー  
(建築確認申請に提出したもの)
- ・建築確認済証の写し
- ・建築確認申請書の控えの写し(第一面~第五面)
- ・工事請負契約書の写し
- ・施工者の建設業許可通知書の写し
- ・県税事務所の全税目の納税証明書
- ・市町の個人住民税の納税証明書
- ・債権者登録申出書 ※口座情報は誤りのないようご注意ください。

県木協連が確認、栃木県(林業木材産業課)が審査し、  
申請者あて**交付決定通知書**を郵送します。

**交付決定後、土台着手が可能となります。**

**上棟後、すみやかに上棟報告書**を県木協連に**提出**してください。  
※上棟予定日45日以内に上棟報告書が提出されない場合、特段の理由  
がなければ交付決定を取り消すものとします。

県木協連が**現地確認**に  
伺います。

※検査の立会い等、御協力を御願います。

**事業が完了(造作材の施工完了)後、  
すみやかに実績報告書**を  
県木協連に**提出**してください。  
提出期限:平成32(2020)年3月12日(木)

#### ■実績報告書類

※事業実績の変更による増額は行いません。

- ・実績報告書
- ・木拾い表(実績)
- ・県産出材証明書、合法木材証明書の写し
- ・写真(全景及び下地材や造作材を施工した主な場所)

県木協連が確認、栃木県(林業木材産業課)が検査し、**検査結果の通知**を申請者あて郵送します。

検査結果の通知に同封した**補助金概算払請求書**を提出してください。

**補助金を申請者の口座に振り込みます!**

詳しくは下記あて  
お問い合わせください。